

第3章

計画の基本目標

第1節 計画の基本理念

第2節 基本目標

第3節 施策の体系図

第3章 計画の基本目標

第1節 計画の基本理念

障がいの有無に関わらず、地域に暮らす全ての人がいきいきと日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりが相互に尊重し、支えあう社会の形成が求められています。

このため、本計画では、第五次小千谷市総合計画を基本とし、障害者基本法及び障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、本市がこれからの障がい福祉施策を推進するために次の基本理念をめざします。

**互いに尊重しあい 支えあい
いきいきと暮らせるまち**

第2節 基本目標

基本理念を実現するために、次の5つの基本目標を設定し、施策の展開を推進していきます。

1 安心して暮らせる地域生活への支援

障がいのある人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障がいのある人の個々の状態に応じた日常生活や社会生活を営むための支援を充実していく必要があります。

気軽に相談でき、相談する人の立場にたった支援ができる相談支援体制の底上げと障がい福祉サービスの充実を図り、地域社会で障がいのある人やその家族を支援します。

2 保健・医療・療育・保育・教育の連携

障がいにつながる疾病等を早期に発見し、適切な医療を受け、さらに障がいの特性に応じた療育⁴・保育・教育を受けることができるよう各機関が連携していく必要があります。

障がいの特性を踏まえた個別のニーズに対応できるよう、成長過程で途切れることなく情報を共有しながら、保健・医療・療育・保育・教育の支援体制が充実するよう、関係機関と連携を図ります。

3 雇用促進と就労支援

障がいのある人が地域で自らの力を活かして働くことは、経済的自立のためだけでなく、社会参加やいきいきと生活を送るために重要なことです。

関係機関と連携し、事業主から障がいに対する理解を深めてもらい、雇用を促進するとともに、障がい福祉サービス事業所と連携し就労支援に取り組めます。

4 障がいへの理解促進と社会的障壁のない社会づくり

障がいのある人と地域住民が相互に支えあう社会を築くためには、障がいについての知識を広め、障がいのある人に対する理解をさらに深めていくことが必要です。

障がいのある人とふれあう機会を通じて障がいに対する理解が深まるよう、子ども頃から福祉教育を推進します。

障がいのある人の権利を守るため、権利擁護制度の周知や利用を促進するととも

⁴ 療育 ことばや身体機能など、発達に遅れのみられる子どもについて、生活への不自由をなくすように、心身の発達を促し、トレーニング・教育を行うこと。

に、障がい者虐待防止の体制を整備します。

広報やホームページをはじめ、幅広い手段で充実した情報を提供します。また、コミュニケーションを確保するため、意思疎通支援事業を推進します。

5 住みよい環境をつくる取組

住み慣れた地域において、ともに助けあい安心して快適な生活を送ることができるよう、障がいのある人はもとより、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

障がいのある人の社会参加を推進するため、外出への支援や移動手段の確保に努めるとともに、スポーツや文化活動への参加を促進します。

災害時における障がいのある人を含む災害弱者への支援体制づくりを行います。

第3節 施策の体系図



